

多治見市子どもの権利に関する条例(平成15年9月25日条例第27号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの権利の普及(第5条・第6条)

第3章 子どもの生活の場での権利の保障(第7条—第9条)

第4章 子どもの意見表明や参加(第10条—第12条)

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復(第13条—第18条)

第6章 子どもに関する施策の推進と検証(第19条—第22条)

第7章 雑則(第23条)

附則

<前文>

(子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち)

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

(子どもが安心して自分らしく生きることができるまち)

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

(お互いを尊重し、共に支え合うまち)

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなの良い関係をつくっていけるように支援されます。

(子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち)

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

(平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち)

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されま

す。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

【解説】

ここでは、この条例における子どもの権利についての基本的な考え方を示しています。この前文は、「たじみ子ども会議」や「子どもの権利に関するアンケート」などから、『たじみの子どもたちの思い』がこめられた表現をキーワードとして抽出し、これを基に子どもの権利検討委員会と、子ども会議の子どもスタッフを中心に、子ども自身に検討してもらうという過程を経てできあがったものです。見出しをつけるなど、子どもが読んでも理解できるような表現を特に意識しています

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

【解説】

この条例の目的は、子どもの権利条約に基づき、その重要な原則である『子どもの最善の利益』の確保をしながら、子どもの権利の保障を図ることです。子どもの権利の普及、また意見表明、参加、救済、施策の推進や検証など子どもの権利を守り、成長・自立を支援するしくみなどについて定めます。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

【解説】

この条例の対象となる子どもは、子どもの権利条約に合わせて18歳未満としています。条約で子どもを18歳未満と規定したのは、世界の大多数の国が18歳選挙権を保障しているという事実をふまえています。

「同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人」とは、高校生が在学中に18歳に達することから、高校などに在籍している18歳の人を指します。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

【解説】

子どもの権利保障に当たり、その責任主体を「市、親など保護者、子ども施設関係者、市民」と定めています(なお、対応する場所としては、「家庭、子ども関係施設、地域」と規定)。なお、条約第18条第1項において、親など保護者は「第一義的な責任を有する」とされています。権利の保障に当たっては、子どもの権利条約及びこの条例が示すところの子どもの権利を尊重し、それぞれの責任主体が互いに連携し合いながら、それぞれの立場で責務を果たせるよう規定しています。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

【解説】

権利の保障に当たっては、権利侵害からの救済のみでなく、子どもが一人の人間として成長していくことを支援すること、特に子どもの意見表明や参加を支援することが必要です。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

【解説】

子どもの権利条約では、第42条で、条約の趣旨や規定を子どもとおとな双方に知らせるよう国に義務づけています。このことは、子どもの権利の保障には、おとなと子ども双方の意識の向上が必要であることを意味します。意識の向上のためには、条約やこの条例など、子ど

もの権利についての教育や学習が行われるよう支援していく必要があります。具体的には、啓発リーフレットの作成・配布や、子どもの権利に関するセミナー等が考えられます。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

【解説】

国連総会で子どもの権利条約が採択された11月20日を『たじみ子どもの権利の日』と定めます。子ども施設等で子どもの権利に関する取組みを行ったり、子どもの権利フォーラム等を開催することとします。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

子どもがすこやかに成長し、その権利が保障されるためには、家庭の果たす役割は大変大きなものがあります。親など保護者はそのことを十分認識し、家庭においても子どもの最善の利益が確保されるよう、自らの役割を果たさなければなりません。

しかしながら、親など保護者自身が、その責任を十分に果たすことができないような事例もしばしば見られます。このため、市は親など保護者が子どもの権利を保障していく力を身につけるよう積極的に支援していくことが求められます。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

- 5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。
- 6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。
- 7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

【解説】

子ども施設関係者は、子どもが主体的に育ち学ぶことができるよう、これを支援するための取組みを進めることが大切です。学校や保育園など子どもが通う施設は、子どもの育ちや学びの保障において重要な役割を担っています。子ども施設関係者は、親や地域住民と連携を図りながら、体罰、いじめ、不登校などについて適切な対応をとることが求められています。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

- 2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。
- 3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

【解説】

週休2日制の本格的な導入に伴い子どもの成長に地域が果たす役割はますます重要となってきました。市民は地域において子どもがすこやかに成長していくことができるよう居場所の確保充実などに努めることが求められています。市は、子どもの成長にかかわっていく市民の活動に対して、支援し連携を図ります。

「子どもの居場所」という点では、「ありのままの自分であることができる場所」「休息したりして自分を取り戻すことができる場所」「安心して人間関係を作りあうことができる場所」というような考え方を普及し、自由で自主的な遊びや活動の支援をしながら、このような考え方に基づく居場所を確保・充実していくことなどが必要となります。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

【解説】

子どもの権利条約の特徴の一つは、子どもの意見表明権を定めていることです。この意見表明権は子どもの意見の尊重であり、子どもの参加の権利を導き出しています。子どもの参加の権利は、自らの権利行使能力の形成や人間関係づくりのためにも、また、家庭、子ども

施設、地域社会の構成員としての役割を果たしていくためにも、重要な意味を持ちます。この条例においては、本条で子どもの意見表明、参加について言及しています。子どもの参加を進めるためには、家庭、子ども施設、地域において、また、まちづくり、子ども関連施策や計画策定の際など、さまざまな場と機会において、子どもの意見が適切に反映されるようなしくみをつくる必要があります。また、意見表明や参加に必要な情報を子どもに提供していくことも重要です。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

- 2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。
- 3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

【解説】

子どもがまちづくりや市の政策に意見表明や参加をする制度として、「たじみ子ども会議」を設置します。この会議は、多治見市がこれまで取り組んできた「子ども議会」「子どもフォーラム」「子ども会議」の経験や実績をもとに、その発展形態として位置づけられるものです。子ども会議の取組みは、単発のイベントではなく、日常的に継続していく活動を目指しており、例えば、子どもの利用を主な目的にした市の施設の設置や運営についても、子どもが主体的にかかわっていけるよう支援していきます。子どもの意見表明や参加の方法などを工夫しながら、参加をすすめるように努めるとともに子どもの意見を聴き、それを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

- 2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

【解説】

子ども施設における子どもの意見表明や参加は、子どもが学び、成長の主体になっていくうえで大変重要なものです。子どもの意見表明や参加には、その環境づくりが必要で、子どもの自主的で主体的な活動が行われることが大切です。特に学校においては、子どもの意見表明や参加を進めるために意見を述べ合う「場や機会」が必要とされています。ここでは、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が、対等な立場で参加できるよう配慮されなければなりません。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援す

るために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。
- 4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。
- 5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。
- 6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

【解説】

いじめ・体罰・虐待等の問題のみても、誰にも相談できずに苦しんでいる子ども、自分の権利が侵害されていることも分からず放置されている子どもは非常に多く、子どもの権利救済は大切な課題です。子どもに対する権利侵害は、子ども同士や保護者、教職員との関係など子どもの成長に欠かせない基本的な人間関係のなかで生じることも多く、その救済や回復にも困難が伴います。多治見市においては、子どもが安心して容易に相談し、救済を求めることができるよう、独立した救済機関として子どもの権利擁護委員の制度を設けます。擁護委員の具体的な人選については、子どもの権利をとりまく現状から、法曹関係者、教育関係者、児童福祉関係者などが望まれ、その職責から「議会の同意」を必要としています。また、擁護委員を補佐するスタッフとして、相談調査員を設けます。相談調査員については、直接子どもと向き合うことが多いため、擁護委員と同様に、子どもの権利保障について理解のある人が望まれます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
 - (3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。
- 2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。
 - 3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

擁護委員の職務や権限については、通常、相談、苦情申立あるいは自己発意による調査、さらに救済のための勧告があげられます。また、相談活動などを通じて子ども自身による解決の取組みを支援することが大切です。実際の運用において重要になるのは「調整」機

能です。その際、子どもの権利を侵害している者や状態から子どもを引き離し、権利侵害を止めさせるだけでなく、子どもが成長していくための新たな人間関係づくりを支援することが重要です。親や子ども施設関係者もどのように対応したらよいかわからず悩んだり、あるいはうまく解決できずに問題がこじれたりすることもあります。このような場合、第三者である擁護委員を調整役にしてその子どもの権利の保障のために、解決策や救済方法を出していくことが可能となります。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

【解説】

勧告、是正要請にあたっては、それが尊重され、可能な限り必要な措置がとられなければなりません。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

子どもの相談・救済を効果的にすすめるためには、それらにかかわる既存の組織、例えば児童相談所、人権擁護委員、主任児童委員、教育委員会、保健所、警察、あるいは弁護士会等が有機的に連携することが必要です。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

【解説】

擁護委員の活動を効果的にかつ信頼され得るものにしていくためにも、その独立性が尊重されなければなりません。この制度では、子ども自身が容易にかつ安心して活用できることが大切なため、その方法を周知することが必要です。また、子どもをはじめ親や広く市民に擁護委員の存在とその活用方法を知らせることも重要です。また、子どもたちが「つらい」「しんどい」「苦しい」と感じたときに気楽に相談できるようにすることも大切です。擁護委員はそれを受けとめ、子ども自身の解決する力を支援することが求められます。親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して情報交換と協力をすすめていかなければなりません。なお、擁護委員の相談所は、子どもが抵抗なく出入りができ、利用度が高い、学習館内に設置する予定です。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

【解説】

擁護委員は独立性を尊重されている活動であり、その活動状況を公表し、広く検証してもらうことが大切です。ただし、この際には、個人のプライバシーに配慮する必要があります。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

【解説】

市は、子どもに関わる施策を有機的に進めていくため、「子どもの権利に関する推進計画」を策定します。計画の策定にあたっては、子どもの権利を保障する施策やしくみを全体として検討する必要があることから、権利委員会の意見を聴くこととします。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

【解説】

権利委員会は、この条例に基づく施策がその趣旨や規定に沿って実施できているかを検証し、より効果的な実施を促し、多治見市における子どもの権利保障を促進しようとするためのしくみです。第5章の子どもの権利擁護委員は個別案件についての制度であるのに対し、子どもの権利を保障する施策やしくみを全体として検証していくものです。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

【解説】

権利委員会は、子どもに関する施策が適切に実施され、子どもの権利が十分に保障されているかどうかを調査審議していきます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

【解説】

市は、権利委員会の調査や審議の結果に基づく提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことからは、市長その他の執行機関が定めます。

【解説】

この条例に基づく施策を進めていくにあたり、この条例に定められていない事項については、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行します。(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)
- 2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正します。

別表中

「情報公開審査会委員」
を
「情報公開審査会委員
子どもの権利委員会委員」
に、「介護認定審査会委員」
を
「子どもの権利擁護委員
介護認定審査会委員」
に改めます。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を市長が規則で定めること、擁護委員及び権利委員会の委員の報酬について多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用

弁償に関する条例を改正することを規定します。